

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、事務員として勤務していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、自宅から普通乗用自動車を運転して会社に出勤していたところ、路上で普通乗用自動車に追突された（以下「本件事故」という。）。  
請求人は、同日以降、複数の医療機関に受診した後、同年〇月〇日、C病院に受診し、「左眼網膜剥離裂孔」と診断され、翌〇日、D医院に受診し、「頚椎捻挫、腰椎捻挫」（左眼網膜剥離裂孔、頚椎捻挫及び腰椎捻挫を併せて、以下「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が本件傷病は通勤によるものであるとして監督署長に療養給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

#### 第4 争 点

請求人の本件傷病が通勤によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件事故による衝撃で、本件傷病を負ったことは明らかである旨主張しているので、以下検討する。

(2) 本件事故の状況について、請求人は、要旨、「信号待ちで停車中追突されたが、ハンドルで頭等は打っていないし、眼球はぶつけていない。車両の損傷は、バンパーがへこんだだけだった。」と述べ、一方、追突した普通乗用自動車を運転していたEは、要旨、「信号が赤だったため、一旦停車したが、ブレーキが緩み、クリープ現象で進んだため、請求人の車両に接触した。速度は時速約3kmだった。請求人は、『どうしても急ぐ。』と言って、本件事故現場を離れた。」と述べている。また、Fサービス担当は、要旨、「損害状況の確認、双方の車の損害をみて、到底ケガをするものではないと判断した。」と述べている。

これらの申述からすると、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、本件事故の発生状況からみて、いずれの車両の損傷具合とも軽微なものであったと思料され、本件事故による衝撃は大きなものであったとは認められないものと判断する。

なお、請求人は、請求人の車両はボデーロウバックパネルを損傷しており、リヤバンパーでは吸収しきれない衝撃を受けたのであるから、本件事故が決して軽微でないことは明らかである旨主張している。しかし、請求人の車両は、本件事故後自走し本件事故現場を離れており、何らの支障もなく走行できたものと推認されることから、本件事故によって大きな衝撃を受けたものとは認められず、その主張を採用することはできない。

(3) 請求人の療養の経過について、請求人は、要旨、「本件事故当日の平成〇年〇月〇日及び同月〇日、G病院に受診したが、頭部の診察はなかった。同月〇日、Hクリニックに受診し、頸部のMRIを撮影した。同年〇月〇日には、C病院に

受診し、左眼網膜剥離裂孔と診断され、即日手術となった。その後、D医院に受診している。この間、休業はしていない。」と述べているところ、上記各医療機関の診断書や診療録をみると、G病院では「頚椎捻挫」、Hクリニックでは「頚椎捻挫、腰椎捻挫」、C病院では「左眼網膜剥離裂孔」、D医院では「頚椎捻挫、腰椎捻挫」と、それぞれ診断されていることが確認できる。

(4) 請求人の頚椎捻挫及び腰椎捻挫に係る症状等についてみると、以下のとおりである。

ア I医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「請求人は、初診時、頸部及び両肩痛、腰痛並びに両手足の痺れを訴えていた。いわゆるむち打ち損傷で、症状があるが、神経的サインはない。骨レ線は略経年齢的变化である。」との意見を述べている。また、J医師は、同年〇月〇日付け診療情報提供書において、要旨、「X-Pで外傷性変化は無く、もともと頸部の脊柱管狭窄があったのかと考えたが、確定診断には至っていない。」との意見を述べている。

イ K医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「I医師の意見書やG病院の診療情報提供書からすると、他覚的所見に乏しいことが認められ、本件事故で療養を必要とする傷病が生じたとは考えにくい。」との意見を述べている。

ウ 上記(2)で判断した本件事故による衝撃の程度や上記医学的意見からすると、請求人の頚椎捻挫及び腰椎捻挫が本件事故により生じたものとはいい難く、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、両者の間に相当因果関係を認めることはできないものと判断する。

(5) 請求人の左眼網膜剥離裂孔に係る症状等についてみると、以下のとおりである。

ア L医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「本件事故では頭部や眼部の打撲はなかったというが、頭部の強い揺れがあれば、後部硝子体剥離が起こり、それにより、網膜に裂孔が生じることが考えられる。本件事故前には自覚しなかった飛蚊症が出てきたことから、本件事故により生じたと考えるのが自然と思われるが、後部硝子体剥離は加齢に伴って起こることもあるため、本件事故と明らかな因果関係があるとまではいえない。」との意見を述べている。

イ M医師は、平成〇年〇月〇日、労働基準監督署担当官からの照会に対し、要旨、「眼打撲があれば、負傷との因果関係が認められる場合があるが、本件事故では、頭部や眼部の打撲もないことから、本件事故との明らかな因果関係を認めることは困難といわざるを得ない。」との意見を述べている。

ウ 上記（２）で判断した本件事故による衝撃の程度や本件事故では頭や眼を打っていないとする請求人の申述のほか、上記医学的意見からすると、請求人の左眼網膜剥離裂孔が本件事故により生じたものであると確定的に判断することはできず、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、両者の間に相当因果関係を認めることはできないものと判断する。

（６）以上のとおり、請求人の本件傷病と本件事故との間に相当因果関係を認めることはできないから、本件傷病は通勤によるものとは認められない。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。